

次に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） おはようございます。9番の内海和子でございます。議長のお許しいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

国では、政権交代の旗のもと、各種の事業仕分け等が行われ始めました。マスコミ報道により賛否両論はありますが、とりあえずは政権交代の意義が認識されるところであります。そこで、今後、この町へも押し寄せるであろう時代の風を感じながら、私なりの新たな視点で町政をただしていきたいと考えておりますので、執行部各位におかれましては、さらなるまちづくりに励んでいただきたいなと思っております。

まず第1には、教育についてであります。1点目は青少年健全育成条例などを設けて、家庭の責任などを明確にすべきではないかということです。私は、ここ10年ほど更生保護助成会でさまざまな研修に参加しております。その席上でいつも話題になるのは、このごろの親の無責任さです。本来、家庭でしつけなくてはならない人としてのマナーができていないのです。

先日もある校長先生にお聞きしたのですが、授業を始める前の段階を指導しなくてはならないと嘆いていらっしゃいました。子供は未来の境町を担っていく大事な宝でございます。住民みんなで子供たちを健全に育てるようサポートしていくのは私たち大人の社会的責任ではないでしょうか。報道によりますと、この12月に茨城県でも47年ぶりに県青少年環境整備条例を全面見直ししたようです。その中で県民の責務、業者の責務、地域の責務等を明文化しました。境町でも各種の青少年健全育成事業がありますが、家庭の役割を明文化することにより、子育ての責任を感じていただくことも必要なのではないのでしょうか。

2点目としましては、本物の音楽を聞いたり、芸術を見たり、あるいは体験したりの学習はしているのかということでございます。これは多感な青少年時に本物に触れることにより、さらなる心の教育、情操教育ができるのではないかと考えるからです。心身ともに活発な思春期に感じたことは生涯の宝となります。本物を知らなくては本当の人格は育たないのではないのでしょうか。どのようになされているのかお聞きいたします。

3点目としましては、森戸小学校の校門前に広がるごみのようなものの散乱状況は何とかならないのかということでございます。このごろ私は、あいさつ運動で各小中学校へ参ります。そのことで気がついたことでもありますけれども、これは10年以上も前からあるものではないのでしょうか。情操教育はしていますと言いながら、目の前にこのような状況を放置してきたことはどういうことでしょうか。毎日この光景を見て育つ子供たちの思いはどうでしょう。そして、だれも気がつかなかったのでしょうか。私にはとても信じられないことです。

2項目としましては、観光協会についてでございます。会員の多くが役場の部課長、議員、各種団体の長などほとんどが充て職という組織が、その目的からいって妥当なのかということでございます。会則第3条によりますと、会の目的は観光事業の振興、発展を図り、観光開発を促進するとともに、産業経済進展と文化の向上に寄与するとあります。しかしながら、平成11年度では236名の会員も、21年度現在では186名と50人も減っております。事業内容も12年度の総会資料と比べますと、花笠まつり参加、釣り大会、図画募集、桜まつりなどがなくなっております。総会資料を見ますと、補助金がほとんどを

占めるこれらの観光事業は、補助事業というより、委託事業といったほうがよいようです。今、各自治体では、事業仕分けにのっとり無駄な事業は削減または廃止という方向です。このような観光事業は、町が主体で行うべきことなのでしょうか。歴史上有名な観光資源があるわけでもないこの町においては、商工課の一係でもいいのではありませんか。

2点目は、境町民号や高瀬舟の存続には疑問があるということです。事業は当初から住民の間では疑問視されていました。観光を開発して観光客を呼び、経済効果を高めるための事業であるなら批判はされなかったのでしょうか。他地域に出向き、こちら側が散財してくる町民号、あるいは川の町らしいので赤字でも続けるという高瀬舟では済まされない時期に来ているのではないのでしょうか。会則の目的事業（第4条の4、観光資源の開発、5、観光客の誘致、6、特産品のPRと販路の拡大、7、観光施設の充実・活用とPR、）等からも大きく逸脱するものに思えます。

町民号は住民との触れ合いの場として意義があるということですが、それは一部の方々の思惑でしょう。このような弱小自治体では、常日ごろの活動の中で十分に触れ合っているのではないのでしょうか。特に、今は個人でも1泊1万円で旅行ができる時代なのに、平成5年の2回目から今に至るまで1泊2万5,000円となっています。町が企画して旅行代理店をするのですか。民間ならもっと安く、楽しい企画ができるのではないのでしょうか。

また、高瀬舟ですが、完全に赤字にもかかわらず存続させているのはなぜですか。境町らしさというのなら、かつて行われていたいかだレースをなぜやめてしまったのでしょうか。これこそが川の町にふさわしい事業であったと私は思います。現在、ほとんどの自治体が、先ほど申し上げた事業仕分けを視野に経費削減が行われているわけでございます。本当に町が行うべきことは何なのか、費用対効果、住民のニーズ、公平性、妥当性等を考慮し、これら町民号、高瀬舟事業を再構築あるいは廃止すべきときに来ているのではありませんか。お考えをお聞かせください。

第三には道の駅のあり方も疑問ということでもあります。今、各地で道の駅ブームですが、その先駆けとなった境町の道の駅は、今となつてはかなり手狭になりました。EX事業の売り上げも年間1億7,000万ほどあり、その1割を賃貸料として町収入になっているわけですが、6時までで終わり、まさにお役所仕事です。民間に任せてもっと利用価値を高めるようにすべきではありませんか。

最後に、ふるさとまつりの経済効果は検証しているのか、また委託された組織からの会計報告はどこにあるのかということでもあります。過去23回行われているふるさとまつりで、かなり定着はしていますが、いま一つ、祭りの経済効果が見えません。また、委託先での祭りの会計報告はどこでなされているのですか。観光協会の決算報告を見ますと、町から2,950万の補助金を受けている観光協会が、さらにその補助金の500万を委託先に出しているというわかりにくい決算になっています。そして、その500万の決算は公開されていません。透明性に欠ける事業のあり方は一層の批判を生みます。経済効果、住民のニーズ、公平性、妥当性、透明性を考慮し、さらなるふるさとまつりのあり方を検討する時期になったのではありませんか。お考えをお聞かせください。

3項目めといたしましては、まちづくり推進室、先ごろはまちおこし推進室というらしいですが、このことについてでございます。

1点目としまして、9月からスタートした推進室の進捗状況はどうなっているのかということです。エキスパートの職員を雇っての事業ということでしたが、概略の推進案はでき上がっているものと考え

ます。お聞かせください。

2点目としましては、23年度で廃校予定の境西高跡地の有効利用の中へ、各種学校など取り入れる案はいかがかということです。前回、同様の質問に町長は「県の施設なので、できるだけ教育に関するような施設を誘致していただきたいとお願いしている」ということでしたので、再度お伺いいたします。

先日、テレビで報道されていたのですが、北海道の音威根部村では廃校寸前の学校でおといねっぷ美術工芸学校をつくり、個性的な絵画指導を行っては高校生の絵画コンクールでほとんどの生徒が入賞するという快挙をなしているところです。そのことによって村のみんなが協力し、生徒も誇りを持ち、したがって経済効果にもつながっているということです。人口わずか500人というところなので比べものにはならないかもしれませんが、何事もやる気があれば、おのずと道は開けるのではないのでしょうか。私個人としては、アニメの学校や制作会社などもよいのではないかと考えております。学校誘致は何よりも若い人口がふえるということにつながりますので、町の活性化にはまたとないチャンスと考えるのですが、いかがでしょうか。

3点目といたしまして、このまちおこし推進に当たっては住民の声を十分に聞けるよう、住民参加の方法を考えてほしいということでございます。前回の町長の回答では、「まちづくり委員会というものも設置していきたいと考えている」と言い、住民が参加できる体系を整えていきたい旨発言していらっしゃいます。その後どのような計画を立てているのか、お聞かせください。

以上3項目、10点につきまして、前向きな回答をお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

教育次長、青木繁明君。

〔教育次長 青木繁明君登壇〕

○教育次長（青木繁明君） それでは、内海議員さんの教育についてのご質問のうち、第1点目の青少年健全環境条例を制定し、家庭の責任などを明確にすべきではないかについての質問にお答え申し上げます。

境町では、県が昭和37年10月に制定した茨城県青少年のための環境整備条例の施行に関し必要な事項を定めた境町茨城県青少年のための環境整備条例施行規則を平成12年3月に制定いたしました。県では、現在の茨城県青少年のための環境整備条例を全面改正し、新たに茨城県青少年の健全育成等に関する条例を平成21年10月29日付で公布をいたしまして、平成22年4月1日から施行されることとなりました。

議員ご質問の家庭の責任についてであります。第5条に保護者の責務という条項が追加されまして、明確にされました。内容につきましては、保護者は基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ、その職務または活動を通じて、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならないというものでございます。町といたしましては、今後、県条例の施行に伴い、県の指導を受けながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、第2点目の本物を聞いたり、見たり、つくったりの教育は行っているかというご質問にお答えいたします。児童生徒が本物の芸術や文化に触れることは、感性を豊かにし、教養を高め、人間性をより高めることにつながることであり、情操教育においても大変重要なことであると考えております。文化庁の事業で「本物の舞台芸術体験授業」がありますが、本町からも毎年幾つかの学校が応募しております。しかし、実施時期の関係や希望する学校が多いことから、希望どおり実施されていない残念な状

況があります。最近になり人形劇の劇団を呼ぶことができ、複数の小学校の児童が人形劇に触れることができました。同じく文化庁の授業で「学校への芸術家等派遣事業」を活用し、本町出身の版画家富張広司先生に学校に複数回おいでいただき、版画づくりを児童に直接指導していただいたおります。今年度におきましては、富張先生のご指導をいただきながら、卒業記念作品をつくっております。また、各学校では、読書活動の充実に努めておりまして、朝の授業前の10分から20分を全校一斉の読書時間として設定したり、読み聞かせのボランティアグループが小学校を訪問し、児童が読書のおもしろさを知るきっかけづくりにも役立っております。本物の芸術や文化に触れることは、児童生徒の情操教育において重要であり、今後ともさまざまな取り組みや事業を積極的に活用し、子供たちが本物の授業や文化に直接触れる機会の一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 続いて、生活安全課長、酒井博司君。

〔生活安全課長 酒井博司君登壇〕

○生活安全課長（酒井博司君） 続きまして、3点目の森戸小学校校門前のごみのようなものの散乱状況は何かならないかとのご質問にお答えいたします。

本事案につきましては、坂東市みむら地内に事務所がありますプラスチック類のリサイクル業者が、原材料品の資材置き場として約10年前から管理運営を行ってきた経緯がございます。議員ご指摘のようにここ近年には、特に適切な管理がなされないままむき出しの資材が散乱した状態にある資材置き場は、環境、美観の観点のもとより、教育的な配慮に欠いた由々しき問題でもあることから、事業者に対しまして事あるごとに資材置き場の適切な改善を求めてまいりましたが、今日まで改善が見られず、その対応に大変苦慮してまいりました。

しかしながら、ここ最近においては、資材置き場の山積みになされた原材料品が搬入、搬出された形跡がないことから、廃棄物処理に係る指導、監督所管であります茨城県県民センター環境保安課と協議を重ねまして、極めて廃棄物堆積のおそれがある事業所として県民センターと町生活安全課で立入調査を実施したところであります。立ち入り時の状況につきましては、資材置き場を管理するリサイクル業者社長から、森戸小学校前の資材置き場の現況は十分把握しているものの、近年の長引く不況のため、業績不振にあえぎ、適切な管理を怠ってきた責任を痛感していると。ご迷惑をおかけしていることを考えると、来年2月もしくは遅くとも3月までには資材置き場の整理をすべて完了したい旨の回答が得られております。今後におきましては、期限内に資材置き場の整理が履行されるべく、県民センター環境保安課の指導をいただきながら、継続して注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 青少年の整備条例というのは、例えば菓物をやるとかそういうのがいけないという、有害図書とかそういうのを禁止したりとかそういうものですよね、あくまで環境を整えるという意味の。それで、私が申し上げたかったのは、青少年の健全育成条例というので、これは県でそういう

のをつくったので、たまたま私もちょっと思い出しまして挙げたのですけれども、いわゆる青少年の健全育成条例というもののことなのですから、例えばこれ八潮市の青少年健全育成条例というのが、今つくられているところ余り見受けなかったのですけれども、しかしここのに、例えば八潮市の例を見ますと、市の責務とか、市民の役割とか、あと家庭を構成する者の役割、学校または職場の関係者の役割、地域住民の役割、事業所の責務等と全部何か規定というか、ルールをつくられていますので、それぞれの責任において青少年にかかわれるし、また地域の役目もありますので、そういう意味でそれぞれの部門において参加して、青少年を健全に育てていけたらいいなという思いで、そういう条例をつくっているところもありますので、ちょっと考えはないかなということでお聞きしたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村信一君） 教育次長。

○教育次長（青木繁明君） 今現在は、茨城県の場合は、青少年のための環境整備条例、これが今回名称が変わりまして、茨城県青少年の健全育成等に関する条例に直ったわけです。この中で、やはり以前からの条例にもありましたけれども、県の責務あるいは県民の責務、それと業者の責務等が規定をされておりました。今回それに加わりまして保護者の責務あるいは青少年育成者の責務、それと青少年及び若者の努力、こういうものが追加をされて制定されているということでございます。

今まで茨城県内では、この県の条例をもとに実施をしていたというふうな形になっておりまして、ほぼ全県下でそういうふうな形になっているかと思えます。県のほうの業務でありました自動販売機の届け出、これが市町村に移管されたことがありまして、平成12年に町として条例の施行規則を制定して実施をしているというような状況でございます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、そのことはわかりました。多分その中に網羅されているということで理解いたします。

次に、次の項目の3、本物の教育をなさっていらっしゃるということで、ここでは有名な富張広司さんがなさっているということをお聞きしました。また、ほかにも当町出身の芸術家とかいらっしゃるのではないかと思いますので、そういう方たちならすぐには呼べるのではないかなという感じもしますので、さらにいっぱい取り入れていていただきたいと思えます。それで、もしそういった芸術何とかというのが応募できるものであれば、ぜひ本物の芸術といいますか、演劇にしても、歌にしても、あるいは音楽ですとコンサートになりますか、ここは吹奏楽が大変有名で、また優秀でありますので、その延長線上として音楽をもっと皆さんに本物を体験していただくと私はさらにいいのではないかなと思えますので、その辺のところをよろしく願いいたします。これは要望で結構です。

それから、3点目として、森戸小のことはよくわかりました。本当に大分以前、私が大分前に参ったときも、その同じような状況で、どうしたものかなということでお聞きしまして、今図らずも県と打ち合わせて、ちゃんと2月あるいは3月にその業者さんが撤去してくださるということですので、大変よかったですかなと思えます。ただ、これについては、どうしてこんなに時間がかかったのかということはいかがなのでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（酒井博司君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんのご質問の項目の中にごみのようなものということでご質問いただいているのですが、まさにあそこに山積みされたものがごみなのか、廃棄物なのか、あるいは原材料として次のリサイクルに向ける製品に向けてのものなのかということの判断があります。それで当初は、あくまでも資材置き場だったと。それで、個人の資材置き場に関しては、やはりそれが要するに廃棄物だと断定できない場合には、なかなか行政のほうからそれに対して改善を求める条例等の規制がないものですから、それがごみだと、廃棄物だと、そういうおそれがあるということについて、初めて県あるいは町の対応がとれるというのが一つでございました。ですから、以前は、先ほどの答弁の中にもありましたとおり、坂東市みむら猿島クリーンセンター、ごみ焼却場の近くの工場なのですけれども、そこにリサイクル工場、大規模な工場がありまして、稼働している現実がございますものですから、いわゆるそれに供する原材料品ということで今まで認定していたと。そういうことで、あくまでもその個人の資材置き場に対して、なかなかきれいに片づけてください、外観を保ってくださいと、そういうお願いをする立場でしかなかったということで今日まで続いていると。先ほどの答弁もありましたとおり、ここ何年かはやはりそれが稼働している状況がないものですから、それでは極めて廃棄物のおそれが強いと、そういうことで県の対応をいただいたというそういう経過がございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（木村信一君） 質問ございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） ただいまのことはよくわかりました。それでちょっと時間がないのですけれども、ちょっと気になることが。これは通知はしていないかもしれませんが、長田小の校門前のところ、何か大水あるいは大雨降るとすぐに水がたまってしまって大変困るという話と、それから二中の校庭なのですけれども、一部テニスコート側ですか、何か道路を隔てた向こう側の林の木の下で大変地面が凍結してしまって、半分ぐらい運動場が使えないという事情があるようなのですけれども、このことに関しては多分教育委員会のほうにも申し上げてあるということでしたけれども、その後いかがになっているか、この2点ちょっとお願いいたします。

○議長（木村信一君） 教育次長。簡潔にお願いします。

○教育次長（青木繁明君） 道路の水たまりにつきましては、関係課のほうと調整をさせてもらっています。

あと二中の分ですが、民間の方の土地なものですから、お話を聞くと伐採をしてもいいですよというふうな話は伺っているのですが、なかなかこちらで伐採をするということについてはちょっとなかなか問題、今後検討しなくてはならない問題が多いものですから、現在、学校のほうにつきましては、地面ですね、コートが凍らないような処置をして対応しているというふうな状況になっております。

○議長（木村信一君） その他質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 今の件は、難しい問題かもしれないのですけれども、校庭はやっぱり半分使えないのもなかなか不便かなと思いますし、またその費用もかかるわけですね、凍結防止の。そういうことを考えますと、もう少し何か前向きにPTAなど巻き込んで考えていただけるといいのではないかと

なと思いますので、よろしく願いいたします。それ以上で終わります。

○議長（木村信一君） これで1項目の質問を終わります。

続いて、質問の2項目に対する答弁を求めます。

農政商工課長，田村寿男君。

〔参事兼農政商工課長 田村寿男君登壇〕

○参事兼農政商工課長（田村寿男君） それでは、続きまして観光協会についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の役場部課長や議員など充て職がほとんどの組織は、その趣旨から妥当なのかとのご質問でございますけれども、観光協会の目的としましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおりでございます。また、事業としましては、現在のところ1月のだるま市、4月の菜の花フェスティバル、7月のふるさとまつり、10月の町民号などのイベントの開催、そのほかに高瀬舟の運航、さらに道の駅の管理運営というふうなことで行っているところでございます。また、事務局なのですが、現在は農政商工課の商工観光担当のほうで観光協会の事務局、全部で3名なのですが、そちらのほうで観光協会の事務局も兼務しているというふうな状況になっております。また、観光協会の役員につきましては、会長1名、副会長3名、理事25名以内というふうなことで、この理事25名以内には会長、副会長も含むというふうなことになっておりまして、現在会長には民間の方、また副会長には商工会長さん、茨城むつみ農協の常任理事さん、区長会長さんということでお願いしてあります。また、理事さんにつきましては、議会を代表しまして総務委員長さんをお願いしているというふうな状況です。また、町から副町長と産業建設部長、そのほかに商工会の各部会長さんとか農業委員会、茶生産部会、青年会議所、婦人会、金融団、旅館料理組合ですか、食品協会の代表の方々をお願いして、幅広く参加をいただいているというふうな状況でございます。

また、会費なのですが、会費につきましては議員の皆さん方にも2口の協力をいただいているところでございます。大変ありがとうございます。実際のところ、先ほど議員さんの質問にもありましたように、会員数が減少しているというのが現状でございます。最近の景気低迷というふうなこともございまして、なかなかご協力いただけないのかなというふうな推測をしているところでございます。

続きまして、2点目の特に町民号、高瀬舟の存続には疑問があるのご質問でございますけれども、町民号につきましては町民相互のふれあいの旅というふうなことで、本年度18回目を実施したところでございます。毎年200名を超える参加をいただきまして、好評のうちに終了しております。行政区によっては、毎回40名近くの方が参加をして、交流を深められ、好評いただいているというふうな状況でございます。また、今回も多く議員の皆さん方にも参加をさせていただきました。ありがとうございます。今後も町民相互のふれあいの目的としまして、継続して実施していきたいというふうに考えているところでございます。

また、高瀬船につきましては、境河岸が国土交通省、当時の建設省の皇太子ご成婚事業の一環としまして整備されたことに伴いまして、建設省の要請によりまして町が国の補助事業により建造しまして、かつての境河岸と関宿間の境の渡しを再現し、観光の拠点とするため、平成10年4月より運航しているものでございます。当初は境河岸と関宿間の渡しと、さらに江戸川水行回りの周遊コースというふうなことで2つのコースがあったわけなのですが、年間を通じて運航していたわけなのですが、現

在は10月から3月までの期間は水深が浅くなってしまうことから運航ができないため、4月から9月までの半年間の周遊コースのみでの運航としているところでございます。しかし、境町の観光の一つとして、今後とも各方面に対しましてPRをしながら、乗船者の増を図っていききたいというふうに考えております。なお、国土交通省としましても、やはり続けていただきたいというふうな見解でおりますことを申し上げたいと思います。

続きまして、3点目の道の駅のあり方に疑問があるところのご質問でございますけれども、現在の道の駅につきましては、町より観光協会が指定管理者としまして指定を受けまして、嘱託職員2名を配置し、管理運営を行っております。先ほど議員さんが質問の中にもありましたように、総売り上げ1億7,000万から8,000万の実績を残しているというふうな状況でございます。また、最近オープンいたしました道の駅では、農産物の直売所の面積が大きく確保してあるわけなのですけれども、さらに面積が多いというふうなことから売り上げも多いと聞いております。境の道の駅が完成した平成9年当時には、現在のように農産物直売所の人気が高まることが予想されなかったことから、直売所の面積も狭く、利用者の方にご迷惑をおかけしているというふうな状況でございますが、通過車両、また一般町民の方の利用も多く、小さくても地産地消の役割を果たしているかと思えます。

なお、営業時間についてでございますけれども、6時までというふうなことでなっております。それ以降の時間につきましては、近隣のスーパーですか、そちらのほうにお客さんが集中するというふうなことから、なかなか6時以降のお客さんは少ないというふうなことから、人件費等を考えた場合、6時までというふうなことが妥当ではないかということで現在のところ6時というふうなことでしてあるのが現状でございます。

次に、4点目のふるさとまつりの経済効果の検証はなされているのか、また委託先の会計報告はどこにあるのかのご質問でございますけれども、ふるさとまつりの経済効果の検証につきましては、なかなか数字を挙げて検証することは非常に難しいというふうなことで考えておりますけれども、町の活性化については十分図られているのではないかと判断しているところでございます。また、委託先の会計報告でございますけれども、ふるさとまつり実行委員会の会計処理につきましては、すべて観光協会の事務局が行いまして、祭り終了後、実行委員会に会計報告を行うとともに、観光協会の監事さんによりまして監査を受けておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。なお、今後とも観光協会の運営につきましては、万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましてもさらにご理解とご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 全般見まして、私このスタートのときから結構観光協会のことは知っていたつもりなのですが、ただ非常に疑問がいっぱいあったものですから質問しました。そして、いつも充て職というのが必ずこの町あって、これって何でしょうか、なぜかなという気が実は私はいたします。なぜかと申しますと、充て職にしますと、どこの審議会とか委員会見てもほとんど同じような方が出ていらっしゃる。そうすると、大体同じような考えというか、方向のものになっていくわけです。そのことがいいのかどうかは甚だ疑問です。というのは、ほかの考え方がいいいらっしゃるのではないかな

と思いますので、そういう意味で私はいつも住民参加をお願いしたいということを申し上げているわけなのですけれども、特に観光に関しまして、この町に本当に主な観光が、例えば結城市みたいな結城何とかとかあれば、それからまたきのうおととい行ってきました大洗町ですか、あそこはもうすばらしいいろんな観光資源がありますから観光協会立派だと思いますけれども、この余りないところで果たしてこれだけの組織をつくってやっていく意味があるのかなというのは私は思います。

ただ、町長は、先ほどの答弁の中でも事業仕分けはなさらない方向らしいですので、今言っても無駄かなと思いますけれども、まさにこれこそ事業仕分けして行って、やっぱり民間がやる役目、それから町が本当にすべきなのか、例えば町民号も向こうに行ってお金使ってくるのが果たして経済的にどうなのかとかそういうこと考えたとき、やっぱりこれはもうちょっと考えを今していくべきときではないかなと私は思います。せっかくきのう、町長は立候補の表明をなされたわけですから、ぜひこの公約の中に事業仕分けもやっぱり少しずつやっていくというそういう考えを私は期待したいのですけれども、町長はこの観光協会のこといかが思われますか。

○議長（木村信一君） 町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 継続して多分続くということになるのではないかなと思いますけれども、さっき申し上げましたとおり、来年のことは申し上げないことにさせていただきます。ただ、今までやってきたことは決して議員さんおっしゃるほど疑惑がどこにあるのか、私のほうでその疑惑というのをお聞きしたいくらいなのですけれども、非常に疑惑があると、疑惑と言いましたよ、さっき発言のときに。疑問があるというのはどういうところが疑問なのか、私のほうでお伺いしたいくらいなところであります、現況は。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 私は、自分の周りの方々の意見を反映させて言っているつもりなのですけれども、ですから町長のお考えとは若干違うかもしれませんが、しかし多分町長さんも議員さんのころは行かれなかったのではないかなと思うのです。私はそういういろんな意味があって町民号には参加いたしませんけれども、皆さんが楽しみにやっぺらっぺら。そして、大半の方が楽しみだとおっしゃるのなら、それはそれで結構だと思いますけれども、しかし二、三百人のものでしたら、大半と言っていいのかどうか、そしてまたいつも同じ方たちがいらっぺらっぺらということも聞いておりますので、それが果たしていいのかどうかというようなこと、いろんなこと考えると、やっぱり町民号とか、そして高瀬舟は水がいっぱいあってもだめだし、なくてもだめだしと、半年はいつも休んでおりますよね。そういうのを見ますと、果たしてこの事業が船頭さん雇ってやっていくそれだけのものであるのかどうか、そういうことを含めて本当にこれこそ事業仕分けの対象になるのではないかなと私は考えながら質問を考えたのですけれども、やっぱりだめですか、これは町長。

○議長（木村信一君） 町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 町民号につきましては、私毎年、今一緒に行っているのですけれども、150名申し込みが切れたらやめたいと、住民の皆さんの意向がある以上は続けていきたいと、こういうふうに申し上げているところであります。ただ、同じ人が行くということは、魅力があるからではないのでしょうか。それで、ある行政区なんかバス1台そっくり乗って、もうその中がそれこそ何というのでしょ

う、コミュニティーの場として、触れ合いとしてはもう、毎年そういう地域もございます。それと、こ
としも数名の方から私のところへ、初めて行ったのですけれども、来年もやるのですかという問い合わ
せがありました。ぜひ来年も参加したいと。私も議員時代に行ったことなかったかと思えますけれども、
私が町長になってからは、町民号というのはこうあるべきだという形の中で毎年参加をさせていただ
いておりますし、町民の方との触れ合いも町民号の中でかなり有効なものがあるし、いろんなご意見を聞
かせていただく機会でもあるということで、町民号としての役目は私なりにには十分に感じているところ
でありますし、町民の皆さんが嫌だったら多分行かないと思うのですけれども、無理やりお願いしてい
るわけでもありませんので、その辺はご理解をいただきたいと、このように思っております。

それと、もう一つ何だったっけ。

〔「高瀬舟」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） 高瀬舟は、確かに費用対効果を含めたらどうかなという面はあります。ただ、
行政というのは費用対効果だけでやるものでないと思っておりますので、いわゆる事業仕分けの中でも
よく費用対効果といいますけれども、必ずしも行政が費用と効果だけで評価されるべきものではない
と、私はそういうふうに思っております。事業仕分けの疑問は一番そのところに感じている方もいらっ
しゃるのではないかなと思います。したがって、費用がこうだから、お祭りでも同じなのですけれ
ども、私の考えは、お祭りというのは昔からみんながお金を出して楽しく遊ぶものがお祭りだと思っ
ています。これで利益を得ようとか、経済的にもうけようとか、そういう考えのお祭りというのは昔から
私はないのではないかなと思っております。ですから、祭りというのは、みんながお金を出し合って楽し
む。ですから、花火一つでも町民の皆さんが500万も600万も寄附をしてくださる。それでみんなが楽し
める。それが私はお祭りの本来の姿であると思えますし、高瀬舟につきましても確かに無駄といえばこ
れは無駄は世の中たくさんあります。はかり知れないほどの無駄はあるかと思えますけれども、境町の
シンボルとして先人がつくっていただいて、そしてそれをやはり町のシンボルとして運航していく、そ
ういう意味では大きな意味がありますし、以前の議会でやはり同じ質問ありまして、高瀬舟という項目
をホームページでばんとあげたら、境町の高瀬舟が出てくると。あれだけでもどれくらいの効果がある
かはかりしれないという議員さんもいらっしゃいました。そういうものも含めて、それぞれの主観によ
って物の考え方が違いますので、それぞれの町のためにどれが一番いいかというのは最大公約数でやっ
ていくしかないと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） 内海和子君。

○9番（内海和子君） やはり考え方いろいろございますので、それはそれで受けとめます。ただ、本
当に今いろんな住民の方の感覚といいますか、ありますので、例えば私はとても好きな花火なのです
けれども、あの花火でさえ音がうるさくて嫌だという方さえいるわけなので、やっぱりそういう時代です
ので、いろいろな意見を聞いて、それを行政に反映させていただきたいという思いで質問いたしました。
よろしくお願ひします。それは結構です、それで。

○議長（木村信一君） これで2項目の質問終わります。

続いて、質問の3項目に対する答弁を求めます。

総務部長、齊藤進君。

〔総務部長 齊藤 進君登壇〕

○総務部長（斉藤 進君） それでは、続きまして、まちおこし推進室についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の9月からスタートの推進室の状況はとのご質問でございますが、圏央道インターチェンジ周辺開発、境西高跡地の有効利用、農商工の連携、桜堤延長事業の4つの活性化対策事業を中心として推進をするために設置をし、具体的な検討を始めた事業化実現に向けた取り組みを現在行っているところでございます。具体的には、圏央道関係につきましては、昨日の須藤議員にもお答えをしたところでございますが、境インターチェンジ予定地周辺における将来的な土地利用の方向性を検討することを目的として行ってきたまちづくり基本調査のデータを活用するため、基礎資料の整理と事務作業とあわせて事業化手法の検討を進めているところでございます。

また、境西高関係につきましては、本年4月に地元の静地区の区長さん、地元の議員さん2名、副町長、総務課長によりまして、境西高跡地有効利用事業の促進を求める要望書の提出を茨城県に対し行ってきたところでございます。県の対応は、平成23年度までに廃校が決定されておることから、今後はまず校舎の再利用を考えまして、今年度中に具体的な計画をまとめていくとの方針が伝えられてきたところであります。このようなことから町といたしましては、今年度中に県がどのような結論に至るかを注視していく考えでございますけれども、公共福祉的な活用が具体的にどのような施設として計画されていくのか、そういったことを含めまして早急に県との協議の場を設定をいたしまして、現在の県における進捗状況を把握していく取り組みを予定をしているところでございます。

続きまして、農商工連携関係につきましては、この間、境町商工会と今後における取り組みの協議を重ねてきたところでございますが、商工会、工業部会、農業団体代表者によります仮称でございますが、農商工連携発足のための準備委員会をスタートさせるということが既に決定をされてございます。具体的な時期といたしましては、来年1月中旬に関係者によります準備委員会を発足をさせる予定で準備を進めているところでございます。

最後に、桜堤延長事業関係につきましては、町内7団体によって構成する準備会が既に発足をされてきておるところでございますが、今後はまちおこし推進室がこれらの事務局となりまして、関係機関への陳情をはじめとする具体的な取り組みを行っていく考えでございます。

次に、2点目の西高跡地予定の開発の中に、各種学校、例えば美術工芸、アニメなどの案はいかがかとのご質問でございますが、西高跡地利用につきましては、先ほどまちおこし推進室の中においてお答えいたしました。現在の状況といたしましては今年度中に茨城県の方針が正式に出された段階において、町として今後どのような跡地利用が望ましいかを地元の皆様方を含めて検討をしていかなければなりません。議員ご指摘の案につきましては、県より方針が示された時点において具体的に検討していくという考えでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

続きまして、3点目の住民を入れた検討案はどうなっているかのご質問でございますが、去る3回の定例議会における内海議員が行った一般質問に対しお答えいたしましたとおり、今回のまちおこし推進室で取り組んでいる活性化対策事業が、住民参加または住民参画が望ましい方向性であるというふう考えております。このような考えから、今後は適宜まちづくり委員会を設置をいたしまして、住民の皆様方のさまざまなご意見をお聞きする中で各種事業を推進していくという考えでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 質問ございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） では、今のまちづくり委員会をつくっていくということでございましたが、それはまた充て職なのですか。充て職にするのですか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤 進君） お答えいたします。

充て職かというご質問でございますが、これらについてはまだ白紙でございます。一応推進室の中におきまして、今までの経緯等も含めまして検証する中で、新たな組織として立ち上げていきたいというのが事務方の考え方でございますので、ひとつご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木村信一君） 内海和子君。

○9番（内海和子君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その充て職というの非常に私には疑問なので、充て職について町長はどのようなお考えなのかお知らせください。

○議長（木村信一君） 町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 充て職といいますけれども、条例で定められているものもありますよね、議員さんから3名とか5名とか。これを充て職というのかどうか、やっぱりそれぞれふさわしい方がその委員会や審議会へ入っていただくということも大切でありますので、何でも公募すればいいと言ひますけれども、今消防団員を、女子消防団員公募してはいますけれども、いないというのが現状なのです。前にまちづくりの委員会かなんかで公募したこともありましたが、2名しか応募ないのです。そうしたら、やっぱりまちづくりに積極的な意見のある方を積極的にこちらからお願いして参加をしていただくという方向が、いろんなこれからの審議会でもそうだと思いますけれども、住民参加とおっしゃいますけれども、実際何でも公募でやればいいのかというと、必ずしもそうではありません。公募で来てくれればいいのですけれども、むしろ公募してもなかなかお手伝いをいただけないという現状もあることも事実でありますので、充て職という言葉が私にはちょっと意味がよくわからないのですけれども、ただ、それぞれにふさわしい部門の方にお願ひをしていると、こういうことではないかと思ひます。

○議長（木村信一君） 内海和子君。

○9番（内海和子君） 本当にその会の目的に合った方でしたら本当にどんな方でもよいと思ひますけれども、余り多いと、先ほど申し上げたようにいろんなところに同じような顔ぶれになってしまうということもあります。

それから、公募していないというのも事実かもしれませんが、やっぱり公募するということは、これだけ町のいろんなこと開かれているよということでもありますので、やっぱりこれはいなくても公募していただきたい。それから、これからはやっぱり関心持つ方も多少出てくると思ひますので、そしてそういう方が何で公募しないかということ、やっぱり行ってもどうせ同じ結論になるのだろうみたいなところも多分あるのではないかと思ひます。ですから、そういう意味で、いろんな意味でやはり公募していつ、いなくてもいつもいつも何人かは公募で入れるというふうな体制でやっていただきたいと思ひますので、これからまちづくり委員会ですか、立ち上げるそうですから、ぜひ公募で入れていた

できればと思います。やっぱり住民の意見を聞くということが一番大事ではないかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問終わります。

○議長（木村信一君） これで内海和子君の一般質問を終わります。